

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、振興センター長、馬場一義君の欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、ただ今から令和5年只見町議会2月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

〔議長、議事進行〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、議事進行ということで、9番、菅家忠君の発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○9番（菅家 忠君） 9番、菅家でございます。

先ほど、議事進行で発声いたしまして、議長より許可をいただきましたので発言しております。

まず、今回の議事進行の発言にあたりまして、皆様に御周知おきたいのはですね、議長はを常日頃、議会改革、喧々諤々の議論、是々非々、真に開かれた議会と発言されておりますので、私もこの考えに同意をしておりますので、議長の考えに異を唱えるものではありませんのでご承知おきをお願いいたします。

まず議長にお伺いしたいところ、議事進行で伺いたいところは、本日、17日と1週間前の10日に会議を開かれておりますが、2回に分けて開催しなければならない理由の説明を求めたいと思います。

この件は、私、個人的に理由を伺っているわけではありません。只見町の議会基本条例第4条の4、議会運営の原則にこのようにあります。

議会は、町民に対して議会の議決または運営について、その経緯、理由などを説明する責任を果たすことにより、透明性及び応答性のある運営を行うものとするので、これに基づいて議長の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、9番、菅家忠君より発言がございました。

この件に関しましては、当局より会議の申出があつて、それに則つて、それをお聞きをして必要と認めた件で開催をさせていただいております。10日の会もそうございました。

それから、本日の会もこれから始まるところでございますので、菅家忠君におかれましては、この会議をよく見ていただいて、参加していただいて、その中で後日、今あったことは、発言がありましたことに対しましては、議会の運営を司っております議会運営委員会で協議していきたいと思つたしますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 議長のおっしゃるとおり、おっしゃることは何よりでございます。

私は申し上げたいのはですね、10日のところは雪まつりの前日で、特に事務局が観光商工課だとか、当局の方に、ここの議会を開くことによつていろいろとあるのではないかなと思つたので発言をしているところでございます。

急ぎの、議長のお考えのところはですね、いろいろあるかと思うんですが、例えばですね、急ぎの案件というのは勿論承知しておりますが、今週の水曜日は経済文教常任委員会がございまして、木曜日には総務厚生常任委員会がございました。例えば水曜日に会議を開催して、終わり次第に連合審査会を開いて、両委員会に説明する地域創生課の説明を合同で、議員全員で伺い、その後に委員会を開催するようなことをすれば良いのではないかと思つて発言しております。

ここに関しましては同じく、只見町議会条例の第25条、開かれた活動的な議会の推進に基づいて発言しております。議会は町政の諸課題に柔軟に対処し、社会経済情勢などにより新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会その他議会に属する全ての会議の連携により機動力のある会議を推進しなければならないというふうに書いております。

私はここ2回に分けて議会を開催するよりも、今週の水曜日なりに一度開催をして、両委員長共に連携の協議をされて開催するべき、また、同じ内容のものであれば連携審査会などを開かれるほうが良かったのではないかと思います、その件に関しまして議長のお考えをお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 今ほども答弁いたしましたが、議会運営に関しましては、慎重に当局と擦り合わせをして、そして、開催するかどうかというものに対しましても、中身の検討は議会運営委員会で議会の運営をそこで相談していただきまして、開催しているという現状でございまして、今、菅家君が言われたことに対しましては、その点、議会改革、ずっと進

めてまいりましたが、それに則って開催しているというふうに思っております。

なお、この件に関しましても、議会運営委員会で協議していただきまして、対応をとっていきたいと思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 議長のお考えのところですね、一日も早い会議の開催だとか、そういったところはですね、町民の福祉だとか、貢献の利益を重んじております議長のお考えの表れだというふうに私は承知しております。その点は私も同意しております、ただ、現在、当局と議会が近すぎるのではないかなと思って危惧しておりますので発言をさせていただいております。

私は当局とは一歩離れて二歩離れるなというふうに議長より教わっております。この度の12月と2月の会議、2回にわたりまして補正予算が提案されておりますが、教育委員会のモノとくらしのミュージアムの電気代がこの2ヶ月の短期間にわたって補正予算であがっております、これが少し緊張感がある議会とは私は思っておりませんので、そういった面でも想いを込めて今この場で発言させていただいております。ですので、議員全員で議会の目指すべき姿というものを自由討議をしたいなと、したい、するべきではないかという問題提起でこの発言をさせていただいたという趣旨を汲んでいただければ幸いです。

私から見えないところで様々な苦勞を議長されておるといのは承知しておりますが、その旨でも、皆様にお時間をいただいて発言をさせていただきました。申し訳ございません。

以上で、私の議事進行の発言は終わります。お時間いただきまして恐縮でございます。

○議長（大塚純一郎君） 今ほどの発言に対しましても、後刻、議会運営委員会で協議をしていきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、佐藤孝義君、2番、山岸国夫君の両名を指名いたします。



◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

[町長 渡部勇夫君 登壇]

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

令和5年2月第2回会議開催にあたりまして行政諸報告を申し上げます。

1、令和4年度福島県交通対策協議会長表彰の伝達について。

福島県、福島県交通対策協議会及び福島県警本部より、交通事故や違反の発生抑止状況、交通安全対策の推進状況等が評価され、只見町交通安全対策協議会が優良市町村として表彰を受け、2月14日に役場で伝達式が行われました。

2、会計実施検査について。

1月30日から2月3日にかけて、会計検査院第3局国土交通検査第3課による、現在実施中の水害ハザードマップ作成事業の会計実施検査を受検しました。受験結果の指摘事項については、先般の2月会議において補正予算の議決をいただきましたので解消を図ってまいります。

3、第50回只見ふるさとの雪まつりの開催について。

第50回只見ふるさとの雪まつりは、2月10日の前夜祭から12日までの3日間にわたり、只見線全線運転再開記念として、JR只見駅前の只見線広場において開催いたしました。

天候にも恵まれ、JR只見線が注目を集める中、只見線を走る列車の大雪像と初めての試みであるプロジェクションマッピングも好評をいただき、期間中の来場者数は2万7,000人となりました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これで行政諸報告は終わりました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第5号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第5号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町集会施設設置条例の一部を次のように改正をしたいものです。

別表中、名称、福祉集会施設を下福井集会施設に、位置を同福井字前田1429番地を同福井字前田97番地に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行したいものです。

この議案につきましては、下福井地区に整備を進めておりました集会施設新築工事が完成をいたしまして、それに伴いまして施設名、所在地を改めるものでございます。

ちなみに、条例別表につきましては、各地区に所在をしておる集会施設の名称、位置が記されてございます。

当集落では、来月早々にも引っ越しを予定をされているというふうに伺っております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第6号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第6号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者を指定する只見町集会施設。

施設の名称でございますが、下福井集会施設。先ほど議決をちょうだいしたものでございます。施設の位置につきましては、福井字前田97番地でございます。指定管理者となる団体でございますが、住所は只見町大字福井、名称、下福井区、代表者、区長の酒井昭博氏でございます。

2番として、指定管理者として管理を行わせる期間でございますが、議決の翌日から令和8年3月31日とさせていただきたいものです。こちらにつきましては、他の集会施設についても指定管理者の指定をしてございまして、管理上、他の集会施設の周期と合わせたいものでございます。

ちなみにでございますが、集会施設の指定管理期間は基本的には10年間として運用をさせていただいておるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第7号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例、議案第8号 只見町公民館条例の一部を改正する条例、議案第9号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第12号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、以下、日程を繰り下げて審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加議案を配付させます。

〔追加日程配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、議案第7号 只見町の課設置条例の一部を改正するを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第7号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

本条例の一部改正につきましては、行政機構改革審議会の中でもご議論いただきまして、また、議員の皆様方とのご協議を踏まえて提案を申し上げます。

ねらいといたしましては、町民の皆様の利便性の向上や機動的且つ効率的で簡素な組織を構築し、様々な課題などに横断的に取り組む組織に見直しを図ることとしてございます。

今ほどお配りました資料のほうは新旧の対照表となっております。

今般、右側の改正前でございますが、現行の6課を5課とするものでございます。総務課につきましては総務企画課と名称が変更となります。地域創生課と観光商工課が新しい交流推進課という形で見直しをさせていただくものでございまして、改正後につきましては5課を再編するような形で（1）総務企画課から（5）交流推進課といったような提案とさせていただきますようお願いしております。

関連する条例で附則のほうで他課の他条例との関する部分につきまして、名称の変更に伴

いまして改正する部分につきましては附則のほうで改正をさせていただく内容となっております。
います。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） この資料、一昨日、委員会がありまして、初めて見せられたわけ
あります。私はこの中で、非常に疑問を持っております点に、委員会において指摘をいたし
ました。委員の皆さんも大体同じ意見であったと。だから、委員会の総意ではないかなとい
うふうに思っておりますが、まず一つは、朝日診療所の問題。朝日診療所が今までの朝日診
療所の所長が管理職でなくなってしまうと。ここにやっぱり問題があるのではないかと。お
医者さんと、お医者さんだとか、医療関係者のスタッフと、最もコミュニケーションを図り
ながら行政を進めているのは、この朝日診療所の事務局長ではなかろうかなと。ところが、
これが決裁権のないところになってしまうと。薬一つ買うにしても、備品一つ用意するにし
ても、これを決済できなくて、保健福祉課のほうまで行かなければならないと。何故こうい
うことが合理的なのかと。私は今の只見の診療所体制というものを、もっとさらに充実させ
ていくというのが只見町にとって必須の課題だと思っているんですが、この格下げをしてし
まうということであまくいくと、それが改革だということの理由がわかりません。この点に
ついて説明をいただきたい。

それから、中央公民館の設置ということを町長はこの前説明されたわけでありましたが、と
ころがこの中央公民館の中で、やっぱりあの、今までの体制と実質的に同じではないかなと
いうことは、中央公民館の館長もやっぱり決裁権のない、係長クラスか、そのぐらいの感じ
であります。これで本当にあの、三つの公民館の統合の円滑な運営ができるのかなと。私
は今まで非常に疑問に思っていたのは、地区センターから振興センターに今変わって、振興
センターって名前になっているわけですが、この地区センター、振興センターを通じて思っ
ていたことは、朝日と明和の地区センターの運営委員会とか、そういうものがあつたわけ
あります。今もこれからもあると思いますが、これがその、私は本当に疑問に思ってた。

開発センターを取り壊しましたね。ところが、あの開発センターに2億数千万、役場も同じですよ、かければ補強工事ができる。そこの情報が全然、一般の町民に伝わってこない。そして、もうDランクだとか、Cランクだとか、そういうランク付けで、これを建替えしなければならない。それが旧只見にみんな集中させた。ここに非常におかしな運営がなされたなど。開発センターも、役場も、東北大学の、今は、その後は日大工学部に移られたわけですが、菊池先生っていう経営者がきて、全部、調査されているんですよ。その中でだめな建物というのは明和の小学校だけだったんです。そういうものが、

○議長（大塚純一郎君） 三瓶議員、質問内容を要約してお願いします。

○11番（三瓶良一君） 今、質問内容ですよ。これが。

そういう経過であったものが、何故ここで、決裁権のない、そういうような改革になっているのかなということに対して疑問を思う。やっぱり町の町民がみんな、力を合わせてできるような、そういうような町の体制にしていくためには、私は中央公民館制度というものをつくる、ちゃんと決裁権のある人にこれをお願い、格上げして、そして、町民統合というものの、きちっと図っていかないと、いろいろいろいろ、町中の統合のために支障をきたすことがまた続くのではないかなと。その点について町長からお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○11番（三瓶良一君） 町長に聞いてんだ。

決裁権のない人に…（マイクなしで発言 聴き取り不能）

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、私からお答えいたします。

まず診療所の事務長、引き続き同格でございます、決裁権あります。改正後も決裁権はございます。診療所事務長。

そしてあの、中央公民館の件は、この後の議案でご審議いただきたいというふうに考えておりましたが、ご質問いただきましたので、いいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） はい。

○町長（渡部勇夫君） 許可いただきましたので言いますが、中央公民館につきましても、公民館長、決裁権のある公民館長で考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 大変失礼をいたしました。

まあ、そこで、この前の委員会の審議の中では、これは決裁権のない、という説明がありましたので質問をしました。まあ、それをちゃんと改善していただいたということであれば、よくわかりました。どうもありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、補足ありますか。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） この課の設置条例は、条例ということで、議会の議決事項になっております。それで今回、先ほど課長から話ありましたように、いろんな課題、緊急課題、それから各課、横断的に取り組む組織ということで、機構改革されるということで、それはわかります。それで、総務企画課、それから交流推進課ということで新たな名称の課ができるということではありますが、委員会でもその体制についてはいろいろ資料をいただきながら説明いただきました。で、課の名前はこういうふうになる。それは条例の議決事項ですから、それはそれとして、一番は、その組織をどういうふうに動かしていくか。そこが一番の肝心なところだと思います。

この前、委員会の中でも地域創生課長のほうから話ありましたが、組織はこういうふうになる。あとは人事的な、人員配置や人事的なものですから私のほうから答えられませんという話いただきましたが、やはり一番は、そこにどういう人に、先ほどあの、三瓶議員から発言ありましたが、いろいろな決裁権、それから人員配置をどうするか。それによって組織の流れって変わってきます。やはり一番必要なのはその部分だと思います。で、条例事項ですから、課の名前、条例事項ですから、これはあれなんです、一番肝心なのは規則に委ねられているいわゆる事務分掌だったり、行政組織規則、それから町長、人事権ありますので、人員配置。その人事に関する部分で、いわゆる課長相当職を置くのか、また副課長置くように配置するのか。それから、職員を何人くらい配置するのか。やはり人事に係わる部分が大きいです。そういうものがちゃんとシミュレーションなり、いろいろされてないと、実際に機構改革した、動かないでは一番困りますので。特に昨年、只見線の再開通、それからいろいろなことがもう喫緊に課題が迫っております。やはり横断的な組織機構、行政審議会の答申にもありますが、やはり横断的に取り組むような組織、動ける組織を是非つくっていただくためには、先ほど申し上げましたが人事、それから規則に委ねられる部分が大きいです。

そこが一番通常動く部分ですので、その辺について人事権のある町長のほうからお伺いお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まさにあの、4番、矢沢議員が今お質しいただいたところが肝心なところだというふうに考えております。

総務企画課につきましては、いろいろな議論があったというふうに承知してはいますが、企画課、企画は財政と別のほうがいいんでないとか、一緒のほうがいいのかとか、いろいろお話があったかと思いますが、やはりあの、現在の地域創生課ですと、JR只見線に代表されますが、イベント企画が多くなってきて、企画担当課の職員が自ら実施のほうにも入ると。また同様に観光商工課のほうでもJR只見線の関係で同様なことをやらざるを得ないんですが、そういったことがあったということがあります。ので、やはりあの、そういったものは全ての様々な分野で交流は大事ですから、やはり交流を推進していく。その中にはやはり移住を促進していくとか、さらには定住を促進していく。観光面で交流を促進していくとか、いろんな、交流といっても文化の交流もありますが、様々な交流あります。やはり交流というワードで、それを進めていくということで交流推進課。で、あとは総務と企画。これはいろいろ意見あると思いますが、やはり今の人口減少が進んでいく中で、一方でそれを食い止めていく努力はしていかなければなりません、特にインフラ、道路や橋や、あとは簡易水道であったり、集落排水施設、あとはもっと言えば合併処理浄化槽や各集落水道があります。そういったこと含めて、これからちゃんと管理、将来ともに管理していけるかどうか。それについてはいつ頃、どういう手当が必要か。やはり、財源的な裏打ちが必要になってきますので、やはりイベント企画でなくて、町の財政を考えていく中で、同様に各施設をしっかりと維持、メンテナンスを整えて長く使っていく。あとは必要な時期に、それを更新していくということのをちゃんと把握しておかないと、場当たりのようになったんでは一番まずいことですから、それは財政の裏打ちが必要ですから、そういった意味から本来の総合企画的な意味で、財政のある総務企画課というふうに考えたわけでございます。

あと交流推進課につきましては、先ほど申し上げましたが、いずれにしても4番議員におっしゃっていただいたことが本当に最も大切なことだというふうに思っておりますので、規則並びに人事、異動等、可決いただいた後にはそういった流れになりますが、そのことは十分踏まえたうえで人事異動の発令をさせていただきたいと思っております。特にこの交流推進課に

つきましては、やはりほかの課に比して大きくなるのかなというふうに思っておりますので、それに相応しい人員配置をしていかなければならないというふうに考えておりますので、しっかりと受け止めさせていただいて、努めてまいりますので引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今、町長おっしゃったように、やはりあの、将来的な財政基盤、それからいろんな見通しを立てながら、機構を見直ししながらやっていくというのは当然だと思います。ですが、やはり現実的には、やはりそこに働く職員、それから町民が、それをどういうふうにか、共有するか。そういう部分が一番大切だと思います。

そして今日いただいた資料は、本当、A4の一枚です。ですが、この名称変わるこの中には、今、町長もおっしゃったように本当に深いものがあるんです。重要なものがありますので、やはり人事的、それからあと、これからのことかもしれないけども、今までの仕事がどこにいったんだろう。町民の方が迷うような、やはりそれ、課の名称とも関連しますし、それからあの、この後の公民館条例もあるんですが、全部関わってきます。教育委員会の事務局組織（聴き取り不能）も事務分担の関係ですから、その辺も町部局と教育委員会部局のいろんな関連もあると思いますので、そして立て分けもしなきゃならない。いろんな問題ありますので、今までやってきたものがそのまま移行するんじゃなくて、やはり見直しも必要だと思いますが、町民がどこに相談すればいいんだろう、どういうふうに行ったらいいんだろう、迷うような組織では困ります。あとは、職員が日常業務の中でも、スムーズ、円滑に業務が遂行できるのが一番だと思いますので、その辺の流れは規則、それからやはり人事に委ねられるところが大きいと思いますので、是非その辺について、もう一度町長の考えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ありがとうございます。

本当にあの、お恥ずかしい話ですが、例えば雪まつの案内についても、いろいろまあ、いろいろSNSであったり、様々なご意見をいただくことはありますが、やはり案内が不十分のところがあったかと思います。例えば行事カレンダーに雪まつのことが載ってなかったとか、本当にあの、お詫び申し上げますが、やはりその辺の、住民に対しても、町外の人に対しても、やはり、先ほど矢沢議員のほうから、この仕事はどこでやってるんだと、どこ

に行ったらいいんだという、町民の方々に対しても案内も同じでございますが、町外の方に対しても、やはりまあ、看板とか表示板もそうですが、あとはそういったSNSとか、今様々な手段ありますが、そういったことにやっぱり、そのタイムリーに更新していくと、時過ぎ果てたこと更新してもだめですし、更新しないのはもっとまずいですし、そういったことトータルで、課の設置条例の議案ではございますが、そのことと含めてやっていかなければならない。

あと、この前、ちょっと余談になりますが、雪まつり会場で夜、花火終わって帰る時に、ある人が会話してました。看板見て、ブナセンターあるね、なんて言ってたんですが、12キロだよなんて。1.2キロです。ですから、看板の案内さえも、やはり文字がどうしても、1.2の点があるんですけど、ちっちゃくて見えなくて、やはり1.2キロ先にあるというのが、パッと見たときに、夜だったんで12キロというふうに読まれていたんですが、そこでまあ、すぐ訂正すればよかったのかもしれませんが、そのまま行かれましたけど、やはり、そのこと一つとっても、ちょっと話広がってしまいましたが、いろんな町民の方、町外の方に対するSNS上の案内とか、看板の表示とか、あとは仕事の内容、そういったこと全て、いろいろ課題があるというふうに承知しておりますので、全てではありませんが、そういったこと含めて、やはり課の設置条例で、課の名前が変わっただけだということじゃなくて、やはりその辺のことを、広報ただみもございまして、様々な機会を得ながら周知、お知らせをしていくということは大事だと思っておりますので、しっかりと受け止めて今後対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

3回目。

○4番（矢沢明伸君） 3回目になりますので。

今までお話、というか、させていただいたのは、条例事項であるんですが、この後、実際に実施されるのは町長にある権限の中で委ねること、本当大きいものがあります。で、行政のいろいろ、業務、仕事も町民の方に大きく関わっていただいているものが大きくあります。行政サービスの中でも直接関わっていただくものがいっぱいありますので、その辺で、その仕事はどこへいったんだろう。迷うような、これは違うよな、ということがないように、是非その辺はよく整理をされながら実施をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 昨日、総務委員会で十分聞いたつもりでございましたが、今日、改めて、
というか、帰ってよく見てみますと、まあ、行政組織規則の分ですから、説明されなかった
のかなと、あるいは説明されたのに俺が理解できなかったのかなという、ありますから、な
んでありましようが、いわゆる出先機関の呼称の問題ですが、次の議案で発言しようかと思
ってもしましたが、町部局の仕事がまあ、従来通り残っておるわけです。一般町民の方々
が、あそこは公民館だよといった場合に、勿論、戸籍住民はそれ、皆さん、通例、慣例でや
られると思っていましようが、出先機関ということは本庁機能を出先機関に任せるという意
味がありますので、これをその、どう伝えるかというふうに、町民の方にですよ、行政組織
規則の中には、2条の中には、課の設置条例に関することと、それから出先機関に関する定
義を設けているわけですが、今の、これ、ごめんなさいね、次の議案とダブる部分がありま
すが、いわゆる教育委員会の範ちゅうの分が公民館という意識で考えると、公民館というふ
うに呼称してしまった場合に、いわゆる住民サービスの出先機関という、行政サービスの出
先機関であるよという部分も、今の課の設置条例では含んでおりますから、ここをその、ど
のように、つまり社会教育、公民館の出先であるというふうに標榜する、あるいは地区セン
ターという呼称をなくしてしまうと、あるいは振興センターという呼称をなくしてしまうと、
町の行政機関の出先機関という意味合いがそこに含まれなくなるというふうに、この組織規
則上はそう見えるわけですが、この辺、ワンストップサービスということですずっと行政組織
はこれまで積み上げて改正されてきましたが、住民に対する行政側のワンストップサービス
を今の考え方で十分満足できるのかなということを考えております。要約するとその、いわ
ゆる社会教育、文科省所管の分を表に出して看板を掲げていると、ということになりますと、
いわゆる執行機関側の、町長側の仕事の出先機関。これが非常に印象が薄れてしまったり、
曖昧になってしまった、俺どこさ行ったらいいんだろう、そこからワンストップサービスと
いう概念が非常にこう、失われてしまうんではないかと、その心配です。その2点ですが、
この辺の解釈を、行政組織規則を、いわゆる規則改正はしないのか、あるいはしたまま、公
民館の呼称を使いながら、出先機関で町の事務をやっていくという考え方なのか。そういう
ことです。くどいようですが、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、正直、一番悩んでいたところを、7番議員に今ご指摘いただいたというふうに思っております。というのは、公民館で呼称すると、どうしてもそういった生涯学習、社会教育の一つの組織だということで、今、議員おっしゃるようなことあるということで、私も正直、様々悩みましたし、いろいろ相談もしましたし、調べることもしました。そういった中で、やはり今どういったことが、公民館も一時、その呼称がなくなった時ありますけど、やはり今、人口減少社会の中で、共生社会っていうふうにいるいろいろな言われませんが、やはり大きく分けて四つの役割があるだろうというふうに思ってます。四つ。一つは、社会教育や生涯学習。それが一つ。あともう一つは地域防災。防災です。で、三つ目が地域福祉。四つ目が地域振興。まさにこの四つでありまして、地区センター、振興センターはその、特に地域振興ということに力を入れて頑張ってきたというふうには私は思っております。その一方で、先ほど総務企画課の中で財政の話と、これからの施設の営繕の話しましたが、やはり、町と町議会が基本でございますが、共生社会といわれる中では町民の皆様のご理解とご協力ということがさらに一層大事な時代に入ってきているというふうに思います。なので、公民館活動、公民館事業の中で学びである生涯学習とともに、線状降水帯とか様々な、起きてますが、防災とか地域の福祉、制度福祉だけでは救えない狭間の方、あとは地域振興、それをトータルでやる公民館が必要だと。一緒になって考えて、提案してもらって、場合によっては汗を一緒にかいてもらうとか、そういったふうに考えましたので、教育委員会の生涯学習のみではないというふうなことをご理解いただきたいと思います。なお、ちょっと規則的なことは担当のほうから説明させます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 規則のほうでございますけども、町部局の振興センターでありましたこれまでの規則は、そのまま事務分掌のほうに残させていただきまして、併せまして公民館機能としての規則を今回定義をさせていただいております。そういった中で、両方併せ持った機能でございますので、今ほど議員のほうからおっしゃっていただいた、そのサービス機能、そういったものはなくなることはございませんので、一番は身近な公民館のほうを相談窓口ということで変わらずご利用していただけるようなことで今後も進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これについては一般質問でも出しておきましたから、ここで詳しい話

は控えますが、町長考えている四つの点については極めて、そしてあの、3番目、これ非常に差し迫った問題であります。で、行政の出先機関として、町部局の職員を配置されるわけですから、当然そこで出先機関の仕事をする。なので、その事務方からお話のありました、何も変わりませんよと、大変良いんですが、ただ、我々、年とって町民側から見た時に、くどいようですが、印鑑証明とか諸証明は従来どおり行ってもらえるなという感覚で行きますが、そのほか従来どおり残ったその地域振興であるとか、例えばこれあの、農業委員会の分だけ、おらいさ、こういう文書きたけども、これ、どうやったらよかべとか、例えばその、実はタベ、泥棒入らっちゃんだよとか、いろんな、これから先、その四つの話の中には入ってきます。そうした時に、それを公民館さ行って相談できるのかという概念ですと、なかなか一般の人は公民館で昔ながらの公民館だから、そうであんめえや、役場さ行かんなんめえやという話になるわけですよ。なので、行政組織機構の2条の2項、これはまあ、いじらないという話ですから、まあ規則ですから、これはまあ、くどい話はしませんが、町民に対してワンストップサービス、出先機関としての責任をどう果たしていられるかと、そのところが一番の問題。今言った、これは説明する必要なくてよかったです、四つの問題がありますので、特に3番目の問題なんかは非常に重い話ですから、町民の方々が、例えば塩ノ岐から、おらは年とって免許証返しちゃったと。じゃあ、明和の支所さ行って、当時の感覚ですよ、明和の支所行って、これ頼んでくっぺやということが出来るシステムに今なつたと、そういうふうに説明を受けましたので、それを町民の方に、安心してけやれよと、免許証返してもいいよと、というような、その説明をするにあたって、公民館という表記の仕方だと、なかなか難しいのかなと。そこら辺の、今後、町民に対する、町民といいますと、かなり広範囲な方々いらっしゃる。性別もあります。そういった方々が、公民館で全てできるんだよということをその、浸透して、公民館さ行けばワンストップの行政サービスができるんだよという話をこれからしていかなければならないと思うんですが、そのところを一番心配しておりまして、ひとつ解説をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まさにあの、議員おっしゃるように公民館という名前になってしまうと、そういう、どこに行ったらいいんだろう、公民館ではないよな、というような、そういったふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほど4番議員からもやはりその辺、町民の方々に丁寧に説明する必要をお質いただきましたので、そういった意味から、

あらゆる機会を捉えて、今、7番議員おっしゃっていただいたことの趣旨を含んでいるというのをしっかり説明できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 今話したことは、4番、7番、共に重大な危機を持っておりますから、民のこう、なんとかってあの、あれもありますので、住民あつての我々ですので、なんとかひとつよろしく願います。ということでお願いをするために3回目立ちました。よろしく願います。

○議長（大塚純一郎君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） これ見る限り、おっしゃいましたように交流推進課のボリュームが大変大きいのかなと感じます。今まで新エネルギー推進室ということで地域創生課のほうで担当して説明を受けてきました。これ、交流推進課に置かれるということは、例えば設置するのが湯ら里であるからなのか。この薪エネルギーについては、本来の目的は、これは只見の山林を動かす大きな命題があったと思います。林業の振興、本来の目的としては林業の振興、というふうに今まで説明も受けてきましたし、この後また説明も受けます。であれば、スリム化、町民にわかりやすいように、こういった組織にするのであれば、本来、農林課に所属して、これはあの、今後、時間もかかりますし、目的からして、そのほうが町民もわかりやすいし、と僕は考えてずっとおりましたので質問します。この交流推進課にまた置かれるその経緯。それから理由。そういったもの説明していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 5番議員のお質し、もっともだというふうに思います。あくまでも課は比較的長い、機構改革とありますが、基本的には変えないというのが原則であろうかと思えます。時代の流れで今回のように課の設置条例変更する場合がありますが、室というのは私の理解ですと、比較的、短期間、特に新たな事業をスタートさせる時、昔はあの、県営ほ場整備、県ほ対策室っていう時もありました。それで県営圃場整備事業をスタートさせて事業終了とともになくなったということあります。と同様に、今回、薪エネルギー推進室って

う室で、それが軌道に乗った段階では議員おっしゃるように、今の課でいえば農林建設課のほうに集約していくのが望ましいというふうに私も考えておりますので、なんとか事業をスタートさせていただいて、そういった方向にいけるように努力をしていきたいと思っております。おっしゃる趣旨はまったくそのとおりだと思いますが、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第7号 只見町の課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、議案第8号 只見町公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第8号 只見町公民館条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、中央公民館制をスタートさせまして、公民館活動を行うことで地域の皆様方のコミュニティの資質を高め、個人とコミュニティの資質向上による相互作用によって地域が発展していくことをねらっているものでございます。

現在、教育委員会で実施しております社会教育部門、それから振興センターで実施しております生涯学習部門、それらを中央公民館という形で公民館制で、それぞれ各地区の公民館で併せて実施するようなことで事業のほうを想定させていただいております。

今般、公民館の中央公民館制を実施するにあたりまして、改正の名称でございますが、只見公民館のほうに、只見町中央公民館というのを併設する形で名称と位置を定義させていただく。中央公民館につきましては各地区の公民館の統括をするというようなことで、改正をする条文のほうを追加をさせていただいております。

また、別表にございますところで、現在、公民館、只見・朝日・明和とございますが、別表1のほうで只見町中央公民館を追加いたしまして、別表2のほうの第7条関係のほうで現在は明和公民館の使用料だけあがってございますが、それぞれの只見公民館と朝日公民館の使用料を追加させていただく形で、こちらのほうに一本化をさせていただく提案でございます。

なお、附則につきましては、振興センターの現在の設置条例、それから朝日の振興センターがございます只見町の基幹集落センターの設置条例、関連する条例についての改正や廃止につきましてはの提案ということで、こちらのほうに附則のほうで盛り込みさせていただいております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） この中の使用料金について質問いたします。

只見公民館だけ、これ値段が違うのは何故なのでしょう。例えば和室と調理室においては、朝日・明和は一緒なのに、只見だけ若干高いという形になります。町民の皆さん、それぞれの皆さん、使用目的同じような目的を持って集まられて、只見の方々だけ高いというのは、どうもちょっと腑に落ちないんですけれども、確かに建物が新しくて、暖房とか、照明とか、電気料金とか、そういった料金は若干高くなるのかなと、建物の性質上、そうなるのかなとは思いますが、同じような目的を持って、同じような町民の方々が集う場所、そうした場合に地域によって私は不利益があるのは納得できないので、その辺の説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） こちらの使用料金につきましては、只見公民館、現只見振興センターが設置、今の建物になった時に取り決めをされたものでございます。朝日公民館と明和公民館につきましては従前の料金となっておりまして、今般、併せるにあたりまして、そういったご意見もいただいたおたところでございますが、建物がやはり新しいということと、ほかの部分と設備が違うといった形で、今般の振興センターの設置条例の既定の際にも、そういった調整を踏まえて現料金が決まっておりますので、今回、この中央公民館にするにあたりましては、そのまま移行をさせていただいたところでございます。今ほどご意見いただきましたとおり、そういった部分の多少高かったりという部分はありますので、今後の検討課題ということでさせていただければと承知いたします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） いずれにしろですね、これ、年間の使用料って図るほうの、料金の料じゃなくて、使用回数ですね、使用回数もそんなに多くないのかなと、有料で使われる回数。それと、あと町での負担も考えた場合に、それほどにこの料金の、只見と朝日と明和、違わせたところで、年間いくら違うでしょうという加減の、私は金額ではないのかなと思います。ですから、そうした場合にですね、でしたら、先ほど課長のほうからも、今後、検討していくというお声がありましたけれども、是非そういった中で町民の方々が疑問を持たないような形の料金設定を今後考えていっていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 貴重なご意見本当にありがとうございます。

そういったご意見いただきましたので、今後、こちらの内容につきましては、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） ただ今の10番議員が指摘されましたことと関連します。

同じことですが、私はこの公民館、金山町の公民館ずっと、全部歩いてみましたが、全部同じですよ。料金。全部同じ。そしてやっていることも同じ。だから、私は公民館活動の重要性というような観点からいって、これはやっぱり統一すべきだと。こういうそのことを、何故こういう結果になったのかなど。片方では学習室の使用料1,500円、片方では380円、片方では100円と、こういうことで、これではやっぱりね、公平性を欠くし、これはまったく社会教育的な、営利に関して、場所を使用したり、何かするものじゃありません。だから、金山の例を見て、私はつくづく良いなと思うんですが、やっぱり同じ料金体系。統一したものでなければならぬ。昔、除雪保険できたときも、只見町は旧只見は雪が降るからって、みんなランク付けして、こういうふうに下げたんですよ。やっぱりそれではね、町がやってるっていう意味がなくなっちゃうんだ。やっぱり町っていう一つの中での統一性を考えれば、これはやっぱりあの、改正を検討されるんだっつらば、やっぱり同じ料金でやってもらいたい。

これは町長、教育長に嚴重に申し上げたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 11番、三瓶議員にお答えいたします。

まず一つは、町民の方が通常利用されるものは無料です。ですから料金をお支払いいただくという場面はまあ、ほとんどありません。まず無料です。ですから、それ以外の利用にあった場合の料金の定めであるということをもまず1点、ご理解をお願いしたいと思います。

そして、2点目としまして、今回、公民館条例の一部改正にあたって、特別に料金を改めたということではありません。もう従来から決まっていた、振興センター当時から決まっていた料金を、今回、条例で一枚の、並べたものですから、違いがよくわかりやすくなったということにして、従来の金額をそのまま移行しただけでございます。ただ、そのうえで申し上げますが、11番議員、先ほど10番議員おっしゃったこと、わかりますので、その辺は

今後検討させていただいて、その是正をしていくにあたって、こういった金額設定がいいのかということとはよく慎重に検討して、三瓶議員は金山町とか、ほかのところもよく見ていらっしゃるようでございますので、よく近隣町村も、よく勉強させていただいて、そういったうでで11番議員並びに10番議員おっしゃった方向に改正できるように、今後検討させていただきたいと思いますので、少しお時間をいただきたいと思いますので、今回については何卒ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 先ほどの議案でお伺いしたものと大体内容が同じなのですが、今回、公民館条例ということで、新たに中央公民館ということ、体制ができる。それで、業務、事務内容がちょっと見えないので何とも言えませんが、先ほど課長のほうからの話ですと、全般の生涯学習を統括するとか、そういう体制を充実するという話だと思います。

で、現在の振興センターですが、職員体制見ると、センター長兼務、それからあとは朝日・明和は二人おられるのかな。会計年度含めて。そういう中で、やはり職員の方が年休が取りやすいというかな、通常取れるような、やはり体制をやっていないと、そもそも、その施設、各公民館の事務も、対応も、いわゆる住民に対するいろんな問い合わせなり、そういうもの、なかなかうまくいかないと思います。それで、民間の事業所、それから社会福祉法人もそうなのですが、何年か前は労働基準法が改正になりまして、年次有給休暇、最低5日は取りなさいよ。取れない場合はその事業者に罰金を課しますよという、そういう制度ももう施行になっております。公務職場でありますから、その辺はやはり現状をよく把握されながら、先ほどと同じ話になりますが、町長、人事権持っていらっしゃいますので、やはり体制は十分、円滑に事務執行できるような体制で人員配置を是非お願いしたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かに今、4番議員おっしゃったように、おっしゃっていただいたように、働き方改革ということで、今本当にあの、令和6年度から、診療所の医師はじめ、医療機関についても働き方改革ということで、様々な改善の今動きがあります。全ての職種にわたって、学校の先生方も、一般公務員も含めてそういった流れありますので、やはり働き方改革ということをよく理解したうでの人員配置、大事なことだというふうに思っております。

ます。

先ほど交流推進課につきましても、大きなところになるので人員配置は考えていますというのを申し上げましたが、同様に、公民館についてもそのように考えていかなければならないと思います。

一方で、先ほど四つの事を申し上げました。四つの目標、目標といいますか、やらなければいけないこと。特に3番目の地域福祉については、また社会福祉協議会がございますが、社会福祉協議会の中で様々な委員会をつくったりして、理事会、評議会中心としてやっていらっしゃるんですが、やはり、なかなか社会福祉協議会の会長とも意見交換する場面ありましたが、やはり人口減少で担い手不足ということが様々あるんで、制度福祉の狭間にある人をどういうふうにしてやっていったらいいのかということでお悩みをお持ちでいらっしゃいました。ので、やっぱり中央公民館、公民館の活動の地域福祉分野でやはり社会福祉協議会かと一緒になってやっていくという事業展開も必要だなというふうに思っておりますので、全て町の職員がやるということではなくて、この場面においては社会福祉協議会、あと後継者の地域振興では、今、商工会の役員の方々とも意見交換させていただきましたが、やはり事業承継のことが今、本当に課題だと。もう5年後・10年後の話を非常に切実とお話されていらっしゃいました。やはりその、農業も勿論、担い手の問題ありますが、商業についても同様に、もしくはそれ以上に担い手不足が今心配されておりますので、そういったことも含めて、それは地域振興分野でということで様々な講師をお招きしたり、そういったことをまあ、公民館活動の中でやはり一緒になってやっていくということが大事だと思いますので、職員の配置に働き方改革を踏まえたうえで配置するという努力とともに、そういった方々ともやはり手を携えるといいますか、連携を図ってやっていく公民館運営が必要だというふうにしみじみ思っておりますので、そういった考え方で取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、引き続きのご指導をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 今、町長のほうから、地域福祉、それから地域振興。本当にあの、振興センター、それから公民館、その役割は大きいわけです。やはり地域の状況把握をしながら、課題を見つけながら、行政としてどういうふうにして関わっていくかという部分ですので、それをやはり実行するには、やはり体制が必要です。やはり町長今言われたんですから、そういうもの、重点的な人員配置というか、その辺を是非お願いしたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 1点だけ、短くお伝えします。

お伝えしたいことは10番、11番の議員の方がおっしゃっていただきましたので、こちらの値段のところ、見直しを考えられるということであれば、室のですね、部屋の名称、あとはこちらの条例に書かれている順番でございますね、その辺りの整理もお願いしたいなと思います。例えば大集会室という名前があったり、大ホールという名前があったり、それが真ん中にあったり、一番下にあたりだとか、これはもう、この条例のこの紙一枚見るだけで、適切な事務が執行されているのかどうかと、計画性があり、名称を付けているのか、そういうところが疑問が残りますので、値段のところ、利用料というところ見られるのでしたら、そこの点もお願いしたいと思いましたので発言いたしました。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めて見直しまして、私もそう思いました。大変失礼しました。そのように検討させますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号 只見町公民館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第3、議案第9号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案第9号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第12号）につきましては、第1条におきまして、歳出予算の総額6億4,090万2,000円のうち、159万4,000円を科目更生させていただくものでございます。

第2項としまして、款項に区分及び区分ごとの金額及び補正後の予算の金額については、第1表 歳出予算補正によるところでございます。

1ページご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。今回、総務費、総務管理費で109万6,000円、教育費、社会教育費のほうで49万8,000円の増額をさせていただき、予備費159万4,000円の減額で調整をさせていただいております。

飛びまして、3ページでご説明を申し上げます。

まず総務費の情報システム管理費でございます。委託料としまして、サーバー機器設定委託料が109万6,000円でございます。これにつきましては、今般の機構改革等に伴いまして、ブナセンターにおいて基幹システム、財務会計等の機器を利用するため、LGWAN回線を新たに設置をするということで、その経費を増額させていただくものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 次に、10款、教育費になります。

4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費、11節、需要費、修繕費49万8,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、旧会津ただみ考古館の既存の看板

が町内に3箇所ございますが、その今般、ただみ・モノとくらしのミュージアムの看板に書き換えるものです。既存の看板に耐水性・耐光性等の加工をしたラミネートを張り替えるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 予備費でございます。159万4,000円減額をさせていただいて予算調整させていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 先週と同じ質問をさせていただきます。

何故、12月会議と先週とやって、また、ただみ・モノとくらしのミュージアムで修繕料がここで発生するという意味がどうもわかりません。今ほどの説明をお伺いしますと、看板の書き換え。これは当然あの、たぶん、降雪前に書き換えなきゃならないことってわかってたんじゃないかなというふうに感じます。

また、情報システム管理費の委託料についても、サーバー機器の設定の委託料。これに対しても先週、議会を開いているわけですよ。先週開いた段階で、何故この2項目が提出されなくて、今回また1週間経って、先ほどの9番議員のお話のような形になってしまいますけれども、やはり私も、そういった疑問を感じざるを得ません。先週出せなくて今週に至った訳をお伺ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まずあの、総務費の情報システム管理費の部分でございます。これにつきましては、機構改革の中で、ブナセンターのほうに職員を配置するというようなことからの増額でございます。ですので、今般、課の設置条例等、そういった部分でのご議決をいただいた後に予算計上をさせていただきたいという考えで今般の追加補正となったというところでご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 鈴木議員のおっしゃるとおり、もう少し早めに予算化をして、降

雪前に看板を設置するということでしたが、そういった時期を逸してしまいましたので、この時期になってしまいましたこと大変申し訳ありません。この件に関しましては、経済文教委員会からご意見ございまして、今回、補正をお願いして、年度内に対応をしたいということで今回、補正のお願いをするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 条例改正後にということと、あとは委員会からの指摘ということでございました。ですが、やはりあの、年次計画しっかりしていけば、こういったサーバーの機器設定も、これはあの、当然、考えなければいけないなというふうに当初からやはり、決まっていたことなのではないのかなというふうに思います。

そしてあと修繕料等につきましてもですね、それ、たまたま、経済委員会のどなたかが気が付いて、ということなのかもしれませんけれども、そちらの中で、やはり指定管理制度で指定管理者がいらっしやったり、担当課の職員がいらっしやったりするわけなんで、是非ですね、委員会が気が付く前に、その方々が気が付いて、是非、こういったもの、早く修繕が必要だなど、やはり自分達の建物だという意識を強く持ちましてですね、まあ、自分の家だと思えば、自分の家、どこか壊れているの、ほかの人に指摘されて、気が付いて直す人ってあまりいないと思うんですよ。自分で気が付いて、自分で直すのが当たり前だと思うんです。ですからそうした見方で町の公共施設を見守っていただいでですね、やはり修繕が必要なところは早めに修繕する。今、この雪深い時期に修繕するのと、雪降る前に修繕するのでは、料金も必ず違ってきます。ですから、その辺のところも是非、今後、公共施設の管理という観点で気を付けて、目を付けていていただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） とても大事なことだと思いますので、今後十分に施設管理をしまして、早めの対応をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございせんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

総務厚生常任委員長並びに経済文教常任委員長から、会議規則第72条の規定により、休
会中の継続審査・調査について、別紙のとおり申し出がありました。これを認めることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、休会中の継続審査・調査を認めることに決定いた
しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前11時23分）

